

自治基本条例の制定、一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の制定、指定管理者の指定、 市議会の議員の定数を定める条例の制定を可決

討 論

市民から見直しの必要があると判断された際に、必要な措置を取ることを求め賛成（無所属）

本条例の制定が、市民自治の進展に大きな役割を果たすことは期待できます。また、本条例が、市民参加のもとに

自治基本条例の制定を可決

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、本市のまちづくりの主体である市民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務等、自治の基本ルールを定めたものであり、自治の推進における最高規範となるものです。

制定に当たっては、地区説明会や市民意見提出手続等を実施し、市民の皆様の意見を反映した条例となっています。これまでも市民参加によるまちづくりを推進してきましたが、これからは本条例に基づき、市民の皆様と共に考え、共に協力し、共に行動して、まちづくりを推進していきます。

【全員一致で原案可決】

春日部市自治基本条例 構成図

総論

前 文

第1章 総 則

第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義 第4条 自治の基本理念

各論（自治の基本的事項）

第2章 市民

第1節 市民
第5条 市民の権利
第6条 市民の役割と責務
第2節 コミュニティ組織
第7条 コミュニティ組織の役割と責務
第8条 コミュニティ組織の尊重

第3章 議会

第9条 議会の役割と責務
第10条 議員の役割と責務



第4章 執行機関

第1節 市長等の役割と責務
第11条 市長の役割と責務
第12条 執行機関の役割と責務
第13条 市職員の役割と責務
第2節 市政運営
第14条 市政運営の原則
第15条 説明責任及び応答責任
第16条 総合振興計画
第17条 行政手続
第18条 行政評価
第19条 財政運営
第20条 危機管理

第5章 市民参加等

第1節 情報共有 第21条 情報共有 第22条 情報の収集及び提供
第23条 個人情報の保護
第2節 市民参加 第24条 市民参加 第25条 意見の取扱い
第26条 市民参加のための学習支援
第3節 協働 第27条 協働
第4節 住民投票 第28条 住民投票
第5節 連携と協力 第29条 国及び他の地方公共団体との連携と協力
第30条 国際社会における連携と協力

第6章 条例の実効性の確保

第31条 条例の普及 第32条 条例の検証

補則

一般職の任期付職員 の採用等に関する 条例の制定を可決

策定が進められたことには、一定の評価をします。しかし、策定期間が十分とはいえなかったためか、市民参加の基本である決定段階までの市民参加が、十分保障されたとはいえないという印象が残ったことは残念です。今後は、広く市民に本条例の周知を図り、要望があった際には、見直しを行うことを求め、賛成します。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、複雑高度化する行政課題や緊急の課題に速やかに対応するため、任期を定めた職員の採用を可能とする条例を制定するものです。

主な内容は、高度の専門的知識経験または優れた識見を有する者を、一定期間活用することが特に必要な場合や、専門的知識経験を有する者を、期間を限って業務に従事させることが公務の能率的な運営を推進するために必要な場合に、それぞれ5年を上限に任用を可能とするものです。

さらに、一定期間内に終了

することが見込まれる業務、または一定期間内に限り増加が見込まれる業務に従事する場合、並びに市民に対するサービスの提供時間延長や繁忙時における提供体制を充実させるための業務に従事する場合等に、原則3年を上限に任用を可能とするものです。

【賛成多数で原案可決】

討 論

サービス向上を図れる勤務条件の確立を求め反対(日本共産党)

正規職員を非正規職員にすれば、行政の質や市民サービスの低下となり、体制を脆弱にします。

嘱託職員や臨時職員を正規職員とし、専門的な知識や経験を身に付け、サービスが向上する体制を確立する必要がある。恒常的な業務を担当する職員を、任期付きにする合理性はありません。雇用不安を解決する責務を持つ行政が行うことではなく反対します。

専門知識、経験等を有する者の活用を可能とする制度であり賛成(新政の会)

新たな制度の導入により、

複雑かつ高度化する行政課題や緊急の課題に対して、速やかな対応が可能となり、サービスの充実が期待されます。

従来の嘱託職員制度も、雇用の安定や給与面等の改善が図られ、任用される職員にもメリットが考えられます。

実施に当たり、必要性和メリットを十分に精査して、制度運用を行っていくことを要望し、賛成します。

指定管理者の指定を可決(春日部第1児童センター)

平成22年4月1日から、春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)の管理運営に、指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定を行うものです。

候補者の選定に当たっては、公設児童センターとしての適正な施設管理、サービスの向上、安定した管理運営が実施できるとの理由により、「株式会社こどもの森」を指定管理者の候補者となりました。

なお、指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とするものです。

【賛成多数で原案可決】

討 論

子どもにかかわる福祉については市が責任を持って直営で行うべきであり反対(無所属)

エンゼルドームは、子どもの健全な心身の発達を図る児童センターとして、また子育て中の保護者への子育て支援の拠点として、市民の評判も良く、利用者も多い施設です。

主な利用者は、乳幼児から小中学生であり、事故等が起らないように常に細心の注意をもって、安心で安全な施設運営に努めなければなりません。また、市の将来を担う子どもたちを、心身ともに健康で安全に育てる児童福祉施設であり、これを指定管理にして民間に委ねることとしては、児童福祉の本質を逸脱するものと考え、反対します。

利用者本位の柔軟なサービスの提供や安定した管理運営が見込まれるため賛成(新政の会)

候補者選定委員会において、書類審査や事業計画書に基づくプレゼンテーションを実施し、厳正に審査した結果、「株式会社こどもの森」を候補者にしたということです。

「株式会社こどもの森」は、保育園や学童保育の設置、運営や幼児教育に関する業務等を主な事業としており、現在、戸田市等の公立児童センター5館のほか、公立保育所2カ所の指定管理者の指定を受けている実績があります。また、首都圏を中心に、子育て支援事業を手掛けているため、適正な施設管理が期待できる点を評価し、賛成します。

市が直接運営しサービスの向上を図るべきであり反対(日本共産党)

エンゼルドームは、未来を担う子どもたちに安全で健全な遊び場を提供し、健康を増進し、情操を豊かにすることを目指す重要な施設であり、継続性や安定性、専門性が保たれなければなりません。

指定管理者制度のメリットといわれる経費は、年間127万円も多くなり、開館日数が増えることを考慮しても、削減額は多くありません。営

利を目的とした株式会社が行われ、限られた委託料の中から利益を得るためには、人件費等を削らなければならず、働く意欲の低下、サービスの低下が危惧されるため、反対します。

議員提出議案

市議会の議員の定数を定める条例の制定を可決

春日部市議会の議員の定数は、春日部市・庄和町合併協議会における協議をもとに、旧両市町で決定された定数の告示により、これまで36人とされてきました。

議員定数については、市議会として「議員定数等調査研究協議会」を設置し、時間をかけて調査・研究をしてきました。

昨今の大変厳しい経済・財政状況を踏まえ、議会は自らの意思でその身を律していくべきであると考えます。また、多くの市民が大変な思いをしている中で、その民意から離れるようなことがあってはならないと考え、今回、議員の定数を4人削減し、32人と定めるものです。

なお、この定数は、次に実施される市議会議員選挙から適用となります。

【賛成多数で原案可決】

討 論

相談事に親身に応え 住民の声を締め出さない ために反対(日本共産党)

議員定数は、議会の根幹となる重要事項であり、議会制民主主義と民意の反映のため慎重に扱う必要があります。

議員の仕事は、住民の声を代弁し、要求の実現のために質疑や一般質問、討論等を積極的にに行い、まちづくりのために奮闘することと考えます。

また、住民の立場で税金の使われ方等をチェックをすることや、住民の相談事に応え悩みや心配事の解決に取り組むことも重要です。

合併して4年で、まだまだ一体化できず、国政や県政の選挙区も統一されていません。新市建設計画や地域審議会も10年のスパンが一区切りであり、一体化するには最低でも10年が必要です。

過渡期に当たるこの状況の中で、議員の定数を削減することは、住民の声をくみ上げていく上で、非常に困難です。定数を削減するのではなく、

議員の職務をしつかりと認識し、今まで以上に住民の願いに応えて奮闘することが重要だと考え、反対します。

活動に専念し民意を反映し 市民の負託に応えることを 誓い賛成(新政の会)

要望や請願があると同時に、議会でも協議会を設置し、調査・研究を進めてきました。各議員も会派内で議論し、32人との結論に達して、議案が提出されたと理解しています。

議員数を減じることにより、民意の反映が難しくなるとの意見もありました。定数が減れば、当然、議員1人に対する市民の数は増えますが、人口20万人以上の市の状況を平成21年6月1日現在で調べたところ、川口市が1万2339人、越谷市が1万136人、所沢市が9373人、川越市が8339人、草加市が7905人、上尾市が7453人、春日部市が6682人、熊谷市が5652人でした。定数を36人から32人になると、約7520人であり、さらに削減という気もしますが、合併から4年余りで、過度の減数は市の一体感の醸成が遅れる恐れがあります。

削減と議会活動の質は別問題であり、努力と工夫をもって活動に専念し、市民の負託に応えようと思ひ賛成します。

自治会長、市長と協力し 住民の声を聴くことを 誓い賛成(春和会)

定数については、協議会を設置して慎重に審議し、結果が議案の数字に表れています。議員提出で32人、請願も32人で間に合っているとの解釈ができ、すべてが符合します。

4人が削減となり、その分の仕事ができるのか、また、頑張ればできるとの意見もありましたが、人間1人は1人であり、いくら頑張っても1人は1人です。

当市には自治会連合会があり、約2000人の自治会長がいます。一生懸命働いていて、住民のまとめ役として無報酬で働いています。議員は、少なくとも45万1000円の報酬をもらっているのです。

4人分の頑張りはできなくても、自治会長と連携を密にして住民の声を聴き、私たちが信頼する現場主義の石川市長と共に力を合わせれば、住民の声を反映できるはずで32人どころか、1万人に1人の議員でも間に合う議員活動をしていこうと考えます。

この議案に全議員の賛同をお願いし、賛成します。

12月定例会 審議結果

(○:賛成 ×:反対 -:退席)

議案番号	議 案 名	()は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	春 和 会	公 明 党	日 本 共 産 党	社 会 主 義 党	無 所 属
議案第81号	自治基本条例の制定	(総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第82号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定	(総 務)	原案可決	○	○	○	×	○	○
議案第83号	市長等の給料の額の特例に関する条例の制定	(付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第84号	職員の給与に関する条例等の一部改正	(総 務)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第85号	水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	(建 設)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第86号	病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	(厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第87号	市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	(総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第88号	特別職の給与に関する条例の一部改正	(総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第89号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正	(総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第90号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正	(総 務)	原案可決	○	○	○	×	○	○

(○:賛成 ×:反対 ー:退席)

議案番号	議 案 名 ()は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	春 和 会	公 明 党	日 本 共 産 党	社 会 主 義 党	無 所 属
議案第 91 号	在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○	○
議案第 92 号	埼玉県市町村総合事務組合規約の変更 (総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第 93 号	栗橋町外五箇市町水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 (総 務)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第 94 号	指定管理者の指定〔春日部第 1 児童センター〕 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	×	○ × 1
議案第 95 号	指定管理者の指定〔道の駅「庄和」〕 (教育環境)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議案第 96 号	平成21年度一般会計補正予算 (第 5 号) (各委員会)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第 97 号	平成21年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第 98 号	平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	×	○ × 1
議案第 99 号	平成21年度介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第100号	平成21年度下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (建 設)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第101号	平成21年度市立看護専門学校特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	×	○
議案第102号	平成21年度水道事業会計補正予算 (第 1 号) (建 設)	原案可決	○	○	○	○ -1	○	○
議案第103号	平成21年度病院事業会計補正予算 (第 1 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○	○
議案第104号	監査委員の選任につき同意を求める〔尾堤 信男 氏〕 (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○	○
議案第105号	公平委員会委員の選任につき同意を求める〔柴田 秀 氏〕 (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○	○
議案第106号	教育委員会委員の選任につき同意を求める〔五百木 勉 氏〕 (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○	○
議案第107号	教育委員会委員の選任につき同意を求める〔水沼 章文 氏〕 (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○	○

議員提出議案

議第10号議案	市議会の議員の定数を定める条例の制定 (付託省略)	原案可決	○	○	○	×	○	○
議第11号議案	東埼玉道路早期整備に関する意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	×	○	○ × 1
議第12号議案	地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	×	○ × 1
議第13号議案	さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	×	○
議第14号議案	子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○ × 1
議第15号議案	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○	○
議第16号議案	消費税の税率引き上げ反対を求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○ -1	○	○	○
議第17号議案	生活保護老齢加算の復活を求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	×	○
議第18号議案	後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、老人保健制度に戻すことを求める意見書 (付託省略)	否 決	×	○	×	○	×	○
議第19号議案	扶養控除廃止をやめることを求める意見書 (付託省略)	原案可決	○	○	○ -1	○	○	○ × 1
議第20号議案	こども医療費の助成に関する条例の一部改正 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	×	×
議第21号議案	人間ドック補助の再開を求める決議 (付託省略)	原案可決	×	○	○	○	○	○

請 願

請願第 13 号	消費税の税率引き上げ反対を求める意見書の提出を求める請願 (総 務)	採 択	○	○	○	○	○	○
請願第 14 号	春日部市議会議員定数削減を求める請願 (議会運営)	採 択	○	○	○	×	○	○